

別記 通知書

拝啓去る十七日内示の上本月二十日附解津辞令送附せらるる係込置せんとす何有之候へ共右日最もや確定せしむべくつきは後日本書より貴方に対しは月替り限り解解せしむべきに確かなる左め及申付申分り也
 就ては月替り支給すに支給料の儀は特々ヶ月分金 同也と支給し別記送
 渡手書金として各々ヶ月分支給の致し係保へ申通知せしむ
 進前来る年月二十八日迄に出頭受領せざる場合申下不承意退積手書金
 支給の儀取消致べく申付了り系上書致成月

以上

年 月 日

東京市神田区信濃町一丁目

株式会社運送専務取締役

中 市 銀 次 郎

号数第六〇三〇番

昭和五年六月二十八日

善視總監 丸 山 鶴 吉

内務大臣 安達謙藏殿
 鉄道大臣 江木 翼殿
 社 會 局 長 官 殿
 各 府 縣 知 事 殿

東京市神田区信濃町一丁目
 株式会社運送専務取締役
 中 市 銀 次 郎

株式会社運送株式會社ノ専務取締役ニ関スル件 第六報

専務者側ノ頭リニ會社社長並ニ顧問等ヲ諮詢シ欺瞞ニ居ルモ其後會社側ノ正當會

要旨
 具述ス

5.7.1
 13/9